

重粒子線治療の対象について ～局所進行非小細胞肺癌の場合～

【対象となる場合】

🍀 リンパ節転移・遠隔転移のないステージIIB以上の肺癌

※顕微鏡的な診断がついているかどうか必須ではありません

🍀 (化学療法併用が難しい)リンパ節転移があるものの遠隔転移がない局所進行肺癌

※顕微鏡的な診断がついていることが必要です

【対象とならない場合】

- 小細胞肺癌
- 化学療法併用可能な局所進行非小細胞肺癌
- 治療範囲内に活動性の感染症がある場合
- その他医師が治療困難と判断した場合

【費用について】

◆ 重粒子線治療：照射費用 約314万円（先進医療）

◆ 診察・検査・薬など：公的保険適用（1～3割負担）

※ 先進医療特約付きの保険をお持ちの方は、詳細を保険会社へご確認ください

 リーフレットはこちら

<https://hic-east.jp/acms2025/media-download/312/512b11f25adc7b56/PDF/>

